

1らがま
白髪山 地名 878°
れ 379° 注 19
くぬち
國元
113.8.1
新人物往來社 鎗田代
第2巻 P
再校 220
鉛筆書きでよいとのこと。

736° - 1/7

734°
828° - 1/2

3くはる
福原 和町村 874°
733° 737° - 1/6 149° 737° - 1/6 710° - 13/13

風土記 319° 579°

828° - 1/2
737° - 1/6 710° - 13/13

ハ	南	益	ま	・	た	・	い	・	な	峯	い	寺	一	風	の	肥	火
代	部	城	ま	健	い	さ	そ	そ	か	の	山	う	肥	土	国	後	火
の	至	町	あ	緒	ら	て	の	の	つ	頂	と	二	後	記	だ	国	火
の	道	あ	た	組	け	健	賊	天	た	に	人	加	国	逸	た	は	火
の	道	り	り	か	た	緒	衆	皇	。	か	居	屋	志	文	。	も	火
白	か	か	ら	国	後	は	を	は		く	、	に	し	参	へ	と	火
髪	を	の	南	裏	途	益	伐	肥		常	徒	土	上	照	以	も	火
山	巡	の	山	し	に	城	た	君		に	衆	蜘蛛	益	肥	下	と	火
し	り	中	へ	倭	つ	あ	な	等		皇	百	名	城	前	肥	肥	火
江	情	分	け	奴	い	た	な	が		命	八	は	郡	国	前	前	火
戸	況	入	て	国	た	。	な	祖		に	十	打	益	風	国	国	火
末	を	入	て	の	う		た	健		逆	余	猴	城	土	と	合	火
期	調	入	て	裏	ら	賊	を	緒		ら	の	。	郡	記	あ	あ	火
の	ハ	入	て	の	。	を	悉	組		い	人	率	福	。	せ	て	火
国	ハ	入	て	裏	。	を	く	に		降	を	い	原	肥	一	と	火
学	ハ	入	て	裏	。	を	く	命		服	率	て	の	後	つ		火
者	ハ	入	て	裏	。	を	く			一	て	と	福	国			火
中	ハ	入	て	裏	。	を	く						田	た			火

コタマケ 20° 379° 注 19

風土記 肥後 579° 49°

828° - 1/3 武雄心命 = 武猪心命

733° 209°

736° 74° 79°

風土記519°379°
「日晩れて」とある

肥後藩士
大田中島正足

風土記519°379°
宗神天皇紀5236°
H22.11.28
4277(16)

736°
肥後

肥後

鳥広足は、八代郡東陽村の種山かという(に)
到った時「―――」日が暮れ、そのあたりで
一夜を過す。と、なつた。
と、ころが、其の夜、虚空に、火ひ
た。火ひは、見え
と、い。う。一。年。真。因。版。173。参。照。
肥前国風土記、およひ肥後国風土記逸文を
見ても、みよう。と、いふ。の。
「雨書共、ほぼ同様、こ、う。述。の。
肥後国は、本、肥前国と合せて一つの國
なりき。昔、崇神天皇のみ世、益城郡の朝来
の二人ありき。徒衆百八十餘りの人を率ゐて
峯の頂に蔭り、常に皇命に逆ひて、降服ひ肯
へざりき。天皇、肥君等が祖、健緒組に勅せて
彼の賊衆を誅たしめたまひき。健緒組、勅を
奉りて到来り、皆悉に誅ち表げ、便ち、
國裏を巡りて、兼、消息を觀察し、八代の
郡の白髪山に到りて、不、日晩れて止宿りき。其
の夜、虚空に火あり、自然に燎え、稍々に降

市町村を43
きたたぬや
北種山とお
かん、
1633

順
1957
①

と
に

カット

736^p-3/7

カット

・カラー

・赤色が重要です。

〔*少々濃いめの赤に
しておいて下さい。〕

↑
・左頁の上半分に、
限度一杯はみ出して
大きく掲載下さい。



カット

↑

13Q4 14Q4 写真四版 173 山の端近くの赤い彗星 (ハールボップ彗星、1997年)
『彗星探検』縣秀彦、二見書房、2013年発行、8頁参照。

533

710^p-13/3
828^p-3/3 11行

肥前

534

早
い
から
12分

△

肥後口は
51°

738°-3
15分
紀土294°-59分

736°-5/7

紀土294°

51°56'

△

ものだから、
時^{かん}がたつにつれて、
日・月・

星^{せい}などと同様^{どうよう}、
西^{せい}へ西^{せい}へと移動^{いどう}してゆく。

●とある、
虚空^{こくう}に輝^{かがや}く、
奇^き怪^{かい}な火^ひは、
自^{おの}

然^{しか}に燃^もえ、
次^{だい}第^{だい}た下^{くだ}り、
暫^{しば}らく白^{しろ}髪^{かみ}山^{やま}の山^{やま}の

端^はに、
光^ひつたもの、

ついに姿^{すがた}を消^けし、
ハ代^{しろ}平^{へい}野^のの方^{ほう}へ舞^まい降^おりて

いつた、
よう^{よう}に思^{おも}えたのか、
朝^あ庭^{てい}に参^ま内^{ない}して

■健^{けん}緒^そ組^{ぐみ}は、
驚^{おどろ}きあやしみ、
朝^あ庭^{てい}に参^ま内^{ない}して

■その行^{ぎょう}状^{じょう}を奏^{そう}言^{ごん}し、
述^のべた。

■もつとも、
この当^{とう}時^じの都^{みやこ}へ景^{けい}行^{ぎょう}紀^きに日^{にち}火^ひの

町^{まち}あたりに、
宇^う土^ど半^{はん}島^{じま}基^き部^ぶ南^{なん}岸^{がん}の松^{まつ}橋^{はせ}

■虚^{おほ}空^{そら}に自^{おの}然^{づから}に燃^もえ、
火^ひは、
人^{ひと}の火^ひ

■非^{あや}ざる不^ふ思^し議^ぎな火^ひが、
現^{あら}わゆる、
天^{あま}草^{くさ}島^{しま}の山^{やま}々^{やま}の

■上^うを越^こえ、
低^{ひく}く降^ふり、
天^{あま}草^{くさ}島^{しま}の山^{やま}々^{やま}の

■山^{やま}の端^はに、
燃^もえ尽^つき、

■ように見^みえた、
た

■一^{いち}か、
風^{ふう}土^ど記^きの編^{へん}纂^{さん}者^{しや}達^だは、
後^{こう}世^{せい}の

■都^{みやこ}の位^い置^ちを察^{さつ}知^ちさ、
相^{そう}違^いない。

■一^{いち}か、
風^{ふう}土^ど記^きの編^{へん}纂^{さん}者^{しや}達^だは、
後^{こう}世^{せい}の

■一^{いち}か、
風^{ふう}土^ど記^きの編^{へん}纂^{さん}者^{しや}達^だは、
後^{こう}世^{せい}の

■一^{いち}か、
風^{ふう}土^ど記^きの編^{へん}纂^{さん}者^{しや}達^だは、
後^{こう}世^{せい}の

の全^{ぜん}部^ぶとすに、

32.5

往古 730' 11斤

八土記 379' 736-6/7

まゐの
参上 2頁前 10斤
参内 85斤

2頁前

う。
 更に健緒組は、昨晚目に―た
 ー。このように謙虚な表現を―たのであろ
 木佐古には、自らの武勇をひけらかさず
 ものでございます（肥前国風土記参照）
 我々が刀を血で染めることもなく、島
 か自ら滅び去ったのは、倭王の御靈力による
 御命令通り、朝来名の峯の賊衆を誅ち平
 申し述べた。
 朝延中に、朝から、昨夜の口虚空の火の
 話が飛び交っていった。
 そこへ参上してきた健緒組は、朝廷でこ
 ともあれ、不思議な現象として書き綴られて
 へ不思議な現象として書き綴られて
 君の家の口古記録が「肥前国風土記」におよ
 び肥後国風土記逸文に採択された
 と解される。

(*)

そしてやがて
いつか
だか

736-7/7

几士記
379

孝星は不吉
他国に上つては不吉
我國に上つては祥瑞である

祥瑞
元1098
肥前北
几士記579, 379

△白髪山の西方、つまり八代平野の方へ降
つていった。た、巖かな火。
●天皇は、こう仰せられた。
「うむ。虚空を、神々しく降下してゆく霊
妙な火であつた。
~~城~~を領有することとなつた。
度々の時に當つて、我が国へ火が降下したの
は実に喜ばしい。まさしく祥瑞というべき
であらう。

よし。火の下り。国なれば、この地を火
の国と名付けよう。
また天皇は、日健緒組の勲を擧げて（ほ
めた）たえて、姓名を賜ひ、日火君健緒純と
し、此の国（不知火海岸地域）であらうか。
を治めしめたもうた。
●察するところ、
① こうしたわけで、此の国は火の国と
呼ばれることになつた。
② やがていつか、火の国は、肥前国と肥

⑦736
-4/7
火の国

こと

25

非常に 936-3/6 20^年

737^年-1/6

新暦 1173^年 737^年 3月 4日 甲子 朔

凡土記 379^年

ように思われる。

られてゐる✓

さしてゐるこの日

好意的に述べ

へ肥前国風土記・肥後国風土記 天文に掲載

いや、あえていえば、

は分り、すでに彗星を凶兆視していたのかどうか

て、すでに彗星を凶兆視していたのかどうか

だが、弥生時代 当時の我が国におい

辞苑に「彗星」へ「妖星」へ「参照」

と称し、その出現を凶兆視したという。(「天

「彗星」を「中国および日本では妖星

もつとも因みに述べると、

風土記に冒頭参照)

という経緯があったようである。へ「肥前国

前(肥前国)と後(肥後国)とに為した

③ 一かその後、曰火の国を両つの国に分け

後国を合わせた地域の呼称となった。

$$n \pm r 381^3, 520^P$$

周土記 381^p 家利 737^p 次 2/6
 519^p

又作 652^a
同又 653^b 「史記」(周本紀)。他

174
381

もーかーたら、
 7 周の王室の勃興に先立って、赤い火が黄
 河の下流（東）から上流（西）へ移り、そ
 てのち下ってきて武王の陣屋の前まで来ると
 赤い鳥になった。赤は周の色である。
 という説話と、何らかのかわりがあるのか
 も知れない。（「史記」周本紀。「三國志」吳書胡綜伝。
 第七章へ太陽を背にしての項参照）
 ■何故かと言えば、実は、
 肥後国風土記逸文にもほぼ同様に、
 火が西の方へ移動していった。
 と述べた後「引き続き」こう述べているから
 である。
 7 また、景行天皇が八代海の海上を北へ向か
 っで進んで行かれる途中、日が暮れた。
 夜暗くして、着く所が分からなかった時、
 忽ち火の光が現われ、遙かな前方に見え続け
 た。
 景行天皇は、船頭に勅し、
 直に火の處を指せ。

市との中程のところ）などに置かれていたのかも知れない。

注七一 二〇参照
 御世の帝都は、
 松橋や宮原（松橋町と八代）
 在位六〇年の長期間にかゝる景行天皇

と述べらるゝ。 (7) 日本書紀 L (4) 日本古典文学大系、岩波書店、二九四頁、五九九頁補

と
い
い
とよのむら
「豊村」は、所在未詳ながら、熊本県下益城
郡松橋町豊福かし
まつばせ
とよみく
市町村
440
し
も
ま
い
き

代縣の口豊村口であつた
ろのあかた
ひもと
火の處を指して行き着いた所は、ハ
とよのむち
とこ
やつ

大系、岩波書店、三八〇頁、五一〇参照
② もつとも、景行紀十八年五月条によると

とす
る説
加
あ
る。
（「
風土
記」
日本
古典
文学

① な お、 口 火 の 邑 に つ り て、
 和 名 抄 に 肥 伊 郷 と あ る 地 へ 熊 本 県 八 代 郡
 竜 北 村 宮 原 河 氷 川 の 河 口 付 近 に

と
11
う。

郡ミホリの火ミの邑むらで
あるに
こ
う
い
て
た
ど
り
着
いた
所
が
、
火ミの
国くに
八や代しろの

とおお
と仰せになつた。

周の王室の事
南737に2/61所

神
重仁
等行
→ 2所
749に1所

この頁の
とある
749に1所

737-4/6

タハル 659
660

212
大カン 480

前頁 14所

創業次頁 17所

◎ 観察するところ、
へ 崇神天皇・重仁天皇・景行天皇と続く倭
国草創期当時の都は「ハ代海」(不知火)の北端域に営なまわつたのだらう
と思われる。(もくはその近傍)
◎ 我か国初代の天皇曰 崇神天皇曰 は、宇土
半島基部あたり「松橋」柏原あたりか
の日堰區に(水ぎわ)に帝宅をお定めになつ
た
と 解説してみたい。(神武即位前紀参照 第
七章へ即位の項において既述)
◎ ともあれ、肥前国風土記および肥後国風土
記逸文の記載を総合し「要約すると」
(1) 火か「西に沈んだ」
(2) その後「火か」ハ代海(不知火海)の北端
域に現われた、
といえそうである

草創期 前頁より
なかり

宇土市史 1代 宇土 1129' 大電 13ぬい。 他。

137-5/6

大電 11月 7月末頃 大電 1007' ハフ斤ころ (午前20時ころ)

1129' 大電 13ぬい。 他。

な お、 口 不知火 について、 とう 説示 され
て いる。 陰曆 七月 晦日 の 夜 から、 八月 一日 (八朔)
の 早 曉 にか けて の ころ、 八代 海 (不知火 海)
の 海 上 に見 える 無 数の 火 影。 水 面 付 近 に
漂 う 冷 気 によ っ て 屈 折 し、 さ ま ざ ま な 形 に 変
化 し て 見 える 現 象。 均等
である とい う。 (「 広 辞 苑 」 へ 不 知 火。 「 帝 国 地
名 辞 典 」 太 田 為 三 郎、 名 著 出 版、 一 〇 〇 七 頁 (筑 紫 湯) 参 照、
均等
と す れ ば、 不 知 火 が 船 の 前 方 に見 え 続 け、 陸 地 に
至 る こと は 決 ま っ て あ り え な い。 均等
。 風 土 記 の 執 筆 者 等 は、 そ う し た 現 実 を 熟 知
し て いた に も か か わ ら ず、 あ え て、
へ 倭 国 創 業 当 時 の 都 の 位 置 を、 ぼ ん や り と
な か ら も 書 き 留 め た の だ ろ う。 均等
と 想 到 さ れ る。 *

次頁より

737-6/6

上陸 着岸
（こと）

松橋町史 110~111P

頁参照

町史昭和五十四年十二月発行、一一〇一一

という。（「松橋町史」熊本県下益城郡松橋

かである

まつはせ

しもまき

まつはせ

（*）

海^{うみ}の不知火^{しらぬい}とは別^{わか}のものであった（ことが明^{あき}ら

陸^{りく}上^{じやう}の火^ひだったからこそ着岸^{ちやくかん}できたのであり

見^みえな^い答^{こた}である。景行天皇^{けいこうてんかう}が目にされた火^ひは

れを^を目^め指^さして行^いつて陸^{りく}に着^つけな^い。全然^{ぜんぜん}

も解^{かい}読^{よみ}され^てい^る。海上^{かいじやう}に浮^うかぶ火^ひであるから、そ

更^{さら}に求^{もと}めると、コ不知火^{しらぬい}にフいて、こう

頁
299

2004年時刻表
九州自動車道
本邑 佐々木町 738^P-1/3

確認 級4行

736^P-2/6
19行

736^P-2/6 健緒組 15行
16行

ーかー、ハ代平野では、扶余系殷民の子
 なめれた。
 線の建設が進められ、諸所で発掘調査が行
 近々、九州自動車道
 などと想像される。
 東の山岳地帯に、高床式住居を作っ
 ていたのではなからうか
 踏襲し、多くの倭人達が一
 武夷山中での暮らしと同様の生活様式を
 135^Pと
 現時点では全く何も証明されてい
 と不審に思われる。
 たのだらうか
 平野の東の山中一帯を巡って、白髪山へ到
 大和国への方角と正反対の「國裏」(ハ代
 益城郡朝来名の峯の賊衆を討伐した後、
 へどうしたわけ、健緒組(肥君等の祖)は
 ー水にーても、
 存をくみ、ひのきみら
 ーは

・カラー大土橋載。
・カット18に下さい。

1頁全
に大土
橋載
て掲載
下さい。

※ 背振山脈が消えないように注意して下さい。

母島の右側に、
土印がびっけり
入り(おいて下さい)。

背振山脈
→ 雲仙岳
→ 有明海
→ 宇土半島
→ 不知火海
(宇土半島)

→ 高野地区内

738^P-2/3



710^P-13/3

545

→ 八代平野

← 八代東部の
山岳地

1304

母島図版 174

1304

八代(1304)の東(1304)の山岳地(1304)の方(1304)から(1304)八代平野(1304)・不知火海(1304)・宇土半島(1304)・有明海(1304)・雲仙岳(1304)・背振山脈(1304)を望む。

『西片白田遺跡』熊本県文化財調査報告第242集、熊本県教育委員会、2007年、

193頁参照。

(南1452-13 熊本の歴史と文化)

430(2018)12.9回

山手地帯 計4級
前14分

736-3/6
奉 3 17分 738-3/3

ほうき
防衛

「証明」前10分

下12%
12%

(*)

解さる
736
-5/6 5分

と解釈してみたい。
だろー
視察し、白髪山あたりにも足も運んだの
庫の村落に危害を加えられていないかどうか
岳地城(国裏)を巡って異常がないか(倭人
衆を誅ち夷けた後、倭人庫が多くなった健結組は、
か、伝統的な山中での生活に固執していたの
た後にさえもなお、多くの倭人庫
都合だったのだろう。(写真図版174参照)
特に、箕子の支配下にあった時には、山中
に住んでいいる方か、日防備の点で何かと好
る。(第七章)八代平野で検出された竪穴式住居(参照)
の遺構は未だ確認されていらないように見受け
られる。
孫達の住居跡と思われる「竪穴式住居」が
多数発見されたものの、――倭人庫が
活いていたことを示唆する日高床式住居等
の遺構は未だ確認されていらないように見受け
られる。(第七章)八代平野で検出された竪穴式住居(参照)
特に、箕子の支配下にあった時には、山中
に住んでいいる方か、日防備の点で何かと好
都合だったのだろう。(写真図版174参照)
た後にさえもなお、多くの倭人庫
か、伝統的な山中での生活に固執していたの
た後にさえもなお、多くの倭人庫
都合だったのだろう。(写真図版174参照)
特に、箕子の支配下にあった時には、山中
に住んでいいる方か、日防備の点で何かと好
る。(第七章)八代平野で検出された竪穴式住居(参照)
の遺構は未だ確認されていらないように見受け
られる。
孫達の住居跡と思われる「竪穴式住居」が
多数発見されたものの、――倭人庫が
活いていたことを示唆する日高床式住居等
の遺構は未だ確認されていらないように見受け
られる。

おれは
消息を觀察1に 736-3/6 546

710 1/12 2分

新金時代
海岸線北
松田山

隋書後67°

⑤川 3/2
「小町」63° 739° - 1/2

次等と
X西へゆくにつれて行くなっていく

孤立丘に龍田山がある。その東北に、西流する白川の北岸には、頂上部分が丸い。孤立丘に龍田山がある。その東北に、西流する白川の北岸には、頂上部分が丸い。

後、そりて、江の海に有明海が合った。後、そりて、江の海に有明海が合った。

伝説の冒頭、第一編、我が国の都城。伝説の冒頭、第一編、我が国の都城。

の西側に位置している。タクマが原は、東。の西側に位置している。タクマが原は、東。

を照らした。その外輪山（高い千もの山々）が連なる山々。を照らした。その外輪山（高い千もの山々）が連なる山々。

た。朝日は、阿蘇の外輪山の峰より昇り、国中。た。朝日は、阿蘇の外輪山の峰より昇り、国中。

下に置き、まさしく旭日のごとき勢力があった。下に置き、まさしく旭日のごとき勢力があった。

倭奴国は、ハ代・宇土地方のみならず、白川北岸の黒髪あたりの地域さえも支配。倭奴国は、ハ代・宇土地方のみならず、白川北岸の黒髪あたりの地域さえも支配。

長髓彦。長髓彦。

(27)
大ナ 773' 公土め 1862' 大元
電・あらし 中はす
3耳 207' 5耳
(3) 大ナ 1547'
3耳 5耳
3耳 5耳
一本 3耳
ニヒ

地
次順行
突然

冰塊

「水雨」でない

は得^{トル}出来^{でき}ないでいた。
ところが突如、天^{てん}が暗^{くら}くなり、雹^{ひょう}（雨水^{みづめ}）が降^ふってきた。
↑↑↑そのとき、金色^{こがね}の靈鷲^{りやうじゆ}が飛^とんできて、
皇^{こう}の弾^ひ（中はず）弦^{げん}取^{とり}付^{つけ}部^ぶ（に止^とった）
鷄^との光^{ひかり}は、暉^{けい}煜^{よく}キ、稻^{いな}妻^{すま}のようだった
この為^{ため}、長^{なが}髓^{すね}彦^{ひこ}の兵^{へい}達^{たち}（鷄^との方^{ほう}へ向^むかつて
攻^{こう}撃^{げき}をーかけてくる敵^{てき}兵^{へい}等^ら）は、皆^{みな}、目^めか
うんで戦^{たたか}えなくなつてしま^{しま}った。
長^{なが}髓^{すね}は、もともと邑^{むら}の名^なを長^{なが}洲^すと^{いう}地名^{ちめい}
をそれとなく指^さしているのだらうか）で^{あり}、その地名^{ちめい}
を以^もつて人^{ひと}の名^なとしたのである。
此地^{ここ}で皇^{こう}軍^{ぐん}が鷄^との瑞^{ずい}兆^{ちやう}を得^えたので、時^{とき}の人^{ひと}
は^仮りて鷄^と邑^{むら}と名^なづけた。
いま鳥^と見^みというの^は、これを訛^{なま}ったのであ
る
という。
木

小町33番4回
⑤159年19日

天阿マ夫
紀上210

ひまわり
廟 753 紀上208
(王宮の正殿)

三と
暗示前 4行「現出」 ⑤5074
次頁1~3行

741-1/2

へ合志原の大地に、やがて壮大な、目も眩
むばかりに輝やかーい日皇宮(宮城)が出
現することになる。この不思議な挿
話の内に暗示しているのではなからうか。
この物語では、仮りに、次のような解釈を
してみたい。
「ハツクニエラス天皇(崇神天皇)が長
彦と交戦して大勝利をおさめられた
合志原の大地に、時移ったある時、
廟(王宮の正殿)が突然降ってわいたよ
うに現われた。それはまことに、厳かな光景
だった。日皇宮の扉には、金色の雲
い日鶏の姿があつて、ま飛ひ来り、止
ったかと思われた。金色の鶏の光は輝煌
その状は流電(電光石火)のようにも見えた。時の人
は、この地を鶏邑と號けた。(木植木の北西二
時には「富庇」という地名がある。第19回参照
大和国の日鳥見(富雄)という土地の
名は、訛ったものである。

奈良県地図に「とみ」とみお

と

37前14^行15^行

741^P-2/2

よう

37前14^行15^行
741^P-2/2
739^行24/6
14^行749^行11^行

よう

37前14^行15^行
741^P-2/2
739^行24/6
14^行749^行11^行

つまり、皇軍と長髓彦との激戦にこと寄せ

て、

合志原の広大な大地上に

て一大都城が現出する

という極めて重要な事柄を

いように然りけ無く記述して

思わゆる。

ようするに

①肥後国の合志原に、壮麗な帝都が営なま

た。

②後年、大和国の富雄近く、肥後国の合志

原に、よく似た地形の所、奈良盆地北端部に

に、幾分小規模ながらも麗しい平城の都が築

かれた。

のであろう。(既述)

小林 596

ことよせ
819^P
かこつける

三代実後

三代実前 29^P

④

742^P - 1/2

「小町」99^P 下
後名抄 658^P

万葉仮名
万葉和訓

紀 530^P 二七

合志

■参考までに、
合志の地名について見て

みようや

(1) 持統紀十年(六九六)四月二十七日条に

「肥後国の皮石郡のひと壬生諸石」

とあり、
日本書紀の末尾近くに、

合志(皮石)の地名がそつと掲載されて

(2) 和名抄に合志郡とあり、
万葉仮名で

合志郡とあり、
万葉仮名で

合志郡とあり、
万葉仮名で

合志郡とあり、
万葉仮名で

(3) 日本三代実録、清和天皇の貞観元年(八五

九)五月四日条に、
肥後国合志郡始置山本郡

とある。
とある。

(4) 同貞観十八年(八七六)九月九日条に、

「肥後国合志郡」

と記されている。

(5) 養老七年(七二二)という年号が書き入る

さ小でいる平城宮出土の木簡には「合志郡」

大和 844
合 346
合 346

コクヨ ケー20 20×20
ルビ

山本郡 地名 1618^P

年表 552

然りげなく 659

$$\frac{5}{9}$$
$$742^p - 2/2$$

「小町」99^p下と同100^p
②193^p-2/2 13^行 ③11^行

28

とある。(「倭名類聚抄郷名考證」池邊彌、
吉川弘文館、六五八頁参照)
往古には、
合志、
皮石、
恰志
と書かれていたことが分かる。
けれども、煩雑になるのを避ける為、この物
語においては、
合志、
合志原、
合志郡

土カンワ P
2252

紀上209¹

記(四)119¹ 紀上208¹
紀上209¹ 159

743¹

とみ
鳥見(四)139¹ 紀上208¹
159

④600¹189
④738¹27/

リ
ま
せ
ん

すか。 吾心に推るに、あなたはにせものに違ひあ
子と名のつて、人の土地を奪おうとするので
なる筈はない。 天神の子が、二はしらもおいで
君とてお仕えてゐる。 可美真手命と申し上げる。
この御子を、
生みになった。
そういうわけで私は、
饒速日命をこそで

媛とも鳥見屋媛ともいうを娶つて、見お
この方は、私の妹の三炊屋媛(別名、長
つておいでになった。
命といいう御方が、天磐船に乗つて天から降
た。(以下、神武即位前紀参照) 天皇にこう言つ
長髓彦は、使者を遣わし、
天神の子と称する日
櫛玉饒速日

饒速日命(物部氏の遠祖)

三日月(奉)Ⅲ 239' 竹の矢 三日月代 74918'
 満ち上がり 68'

744^P

元227'やなくい
 大色「はは」大蛇「古河拾遺に大蛇也、これを海蛇と謂ふ」
 元209'注17
 あひみ 元209'注18
 あひみ 元209'注15「のみなす」

天皇は、答えてこう仰せられた。
 「天神の子といつても一人だけでなく、
 たくさんおる。
 おまえが君として仕えてゐる者が本当に天
 神の子ならば、必ず表物を持ってゐるはず
 だ。
 それを相示せよ」
 そこで長髓彦は、饒速日命の天羽羽矢（ハ
 ハ蛇の意。蛇の呪力を負った矢）一本と、
 歩鞞（徒歩で弓を射る際に、矢を入れて背負
 う筒状の具「胡祿」という）とを示した。（図）真図版170（胡祿）
 天皇は、それを見ると、
 「これは作り話でなく、事不虚だ」
 と仰せられて、今度は、御自身の天羽羽矢一
 本と歩鞞とを長髓彦に賜示した。
 当時だけで

伝統的(でんとうてき)に受け継(つ)がれていった

ようである。

・ 三国志(さんごくし)に呉書(ごしょ)、虞翻(よはん)の伝(でん)に、こう記(き)さ

ている。

「孔融(こうじゅう)は、虞翻(よはん)が著述(しやくしつ)した日易経(にえききやう)の注釈(ちゅうしゃく)

を見て、感嘆(かんたん)し、

「東南(とうなん)の地のピカ一(いち)は、会稽(かいけい)産(さん)の竹(たけ)の矢(や)

(矢(や)前(ぜん))だけではない(こと)を知(し)りま(し)した

という(こと)で称(た)えた

という。(「三国志(さんごくし)Ⅳ)世界古典文学全集(せかいこくせんがくしゅう)

筑摩書房、二三七頁(「洛陽伽藍記(らくやうからんき)・水経注(すいきけいちゅう)

中国古典文学大系、平凡社、六八頁、注九参

照)

・ すなわち、

へ会稽産(かいけいさん)の竹(たけ)の矢(や) (矢(や)前(ぜん))は、江南(こうなん)の地(ち)

の産物(さんぶつ)のうちで、最(も)も優(すぐ)れたものだった

というのである。

■ 天皇(てんかう)の天羽羽矢(あまのはや)も、饒速日命(にぎはやひのみこと)の天羽羽

矢(や)も、ともに重厚(じゅうこう)な風格(ふうかく)を漂(ただよ)わせていて、

「天表(あまのうら)と叫(よ)ぶにふさわ(さわ)しかったのだ

紀上 210 187 197

前頁20行 ④745' 新行 ⑤745' 天孫と 奉命した
 前 138 97 41年 746 P ⑥600' 未
 宇治596' タイトル ⑤590' 1/5 ⑥5 ⑥600' 新
 ⑥600' 12行

ろうや
 *
 この物語において、第六章へ關越地域の
 激動の歴史の項において述べた通り、こ
 解釈してみたい。
 前、三十八年頃、關越王の王位を継承する
 際、必要なる表物（一、の物）とされ、いた、天羽
 矢心（複数本）と曰ふ、歩鞅とを、皇子
 饒速日命（物部氏の遠祖）が、
 東海の島へ降つて、いたし
 と思われ。
 その時から、崇神天皇即位（前九七）の時
 点迄でも、すでに四十一年の歳月が流れてい
 た。
 饒速日命と三炊屋媛との間に生まれた可美
 真手命は、もう成人して、いたに相違ない。
 天表（天羽羽矢一本と歩鞅）を見て、長
 房は畏敬の念をいだいた。

紀上210^p
前頁59

748^p
748^p

紀上210^p

こと

748^p

記(四)119^p
記(四)248^p

記(五)119^p
744^p末35
うま127

紀上209^p注11
大Dの1310^p3台
漢4

と記され、
①神武即位前紀に、
饒速日命は、物部氏の遠祖である。
とあり、
宇摩志麻治命(可美真手命)か、
天璽瑞を
とあり、
天津瑞を
とあり、
日本書紀(上)日本古典文学大系
岩波書店、二〇九頁注十七、
神武記参照。
多分、双方共、正しいのであろう。
天皇は、
素より饒速日命が天神の血
筋を受け継いでいるという事を
示している。
加えられた。(神武即位前紀参照)
因みに述べると、
神武即位前紀に、
饒速日命は、物部氏の遠祖である。
と記されている。

749^P

✓ 按小图 737^D-4/6 1459

紀上210'
紀上157' 陸12
• 伴造 元/620'

觀(四) 119' 8 斤
紀(五) 210' 註 8
24 → 212

・そして神武記には、宇麻志麻遲命（うまし まぢのみこと）
 命の子（みこと）に注記し、
 「こは物部連・穗積臣・媛臣加祖（もの部のみむらじ ほづみのみみ）
 とある。

② また、
 「大伴連と物部連とは、共に、大和朝廷の
 軍事を主として担当した伴造である」
 と説示されてゐる。

③ 典文学大系、岩波書店、一五七頁、注十二参
 照）

④ ともあれ、
 へ倭国の統治権は、白川と菊池川との間の
 広大な合志原（かほしはら）にまで及び、
 のであらう。

道臣紀上196^p

前頁 14 行 ので あらう。

改行
↓

と歌われている。

更さらに、全く定かでないが、
「都みやこを吉野山よしのやま近傍きんぱうへ遷うつしたことがあったの
ではなながろうかかし (益城郡あそきのまちの)
などと想像される。
(1) みよしのの山の秋風あきかせ さよふけて
ふるさとさむくころもうつなり
参議雅経きんぎまさつね「新古今集・秋下(四三八)」
(2) みよしの野のやまのしら雪ゆき つもるうし
ふるさとさむくなりまさるなり
坂上是則さかのうえのこれのり「古今集・冬(三二五)」

⑩ 目録無し
崇神紀三年九月条に、
「都みやこを磯城いそぎに遷うつす。是これを瑞籬宮みづかきのみやと謂いふ」
とある。
へ都みやこが、磯城いそぎ (益城郡あそきのまちか) へ遷うつされ、
籬宮かきのみやという名で呼よばれた。
と考かんがえてみた。
なお、この遷都せんとは、数代続すうだいづいたハツクニシ
ラス天皇すめらみこと (崇神天皇すじん) のうちの幾代いくだい目めかの三
年九月のことだことったかも知しれない。
⑦737^P 7/2 54 益城郡あそきのまち 高年比國たかねひくに 下益城は松橋あたりにあり、上益城は益城あたりにあり。

不明 749 1/3 9 黒坂に おこし 730 1/2 12 行 733 1/2 3300-1/2

752 P

記(黒) 135 P 紀上 242 紀上 242 P

三月条および四月条。崇神天皇は、
崇神天皇は、夢の教えの通り、墨坂
神と大坂神をお祭りにした。(崇神紀九年
を祠れ。また黒盾八枚、黒矛八竿をもつて大坂神
れ。また黒盾八枚、赤矛八竿をもつて墨坂神を祠
て、赤盾八枚、赤矛八竿をもつて墨坂神を祠
教えて、こう仰せられた。
崇神天皇の夢にあらわれた神(太伯か)か
墨坂神と大坂神
と想像される。(第七章へ倭奴国の台頭)の
項中の日墨坂に参照
後国の何処で、お祀りになったのかは明らかで、肥
和名抄し、にすめらしい地名が見当ら
の噴火口の神、墨坂神をお祭りにした
のだらう✓

H18 (2006) 5.27 (土)
H22 (2010) 1.13 (水)

昭和23年 2048^p 紀上248^p

753^p

紀上248^p

紀上214^p

な
い
)

火

■

ここに、

天神地祇

ともに

柔和

となり、

風

紀上248^p
未25^p

昭和1906^p

紀上248^p
未25^p

■

用は時に

順つて

百穀が

成熟した。

・家々には

物が満ち

足り、人々は

満足して、

天下が此の

上なく

平穩になつた。

■

そこで

天皇を

尊の称え

て

御肇国天皇

と

と申し上

げる。

(崇神紀

十二年

九月

条参照)

■

なお、

従来から、

崇神天皇

が事実上の

初代

天皇

なの

ううと言

われて

いる。

(「日

本書

紀上)

日本古

典文学

大系、

岩波

四九頁、

注二一、

他参照。

既述)

(X)

564

天の下大空に平なり 紀上248^p

2959' 紀上236'

(2)

日本書紀 720年

754 P

自称倭人「倭」と被影におと おかし

紀上254P 紀上483P 重仁即位 西756'

120才崩 68年 52

前97年即皇1 前30年 68 67(1)

諡号

②「御厩城入彦五十瓊殖天皇」という国風

①「崇神(高々尊)神の意」天皇」という漢

この偉大な倭王に「

・察するところ、その執筆作業中のある時、

なつた。(既述)

・月日はめぐりめぐってゆく。

①「そして数百年の年月が流れたとき――

勅撰の正史「日本書紀」が編纂されることと

きた影響をおよぼし続けた。

くのもの「か」後代に「計」り知れない大

「太伯の後と自称する倭人がこの国へもたら

「文化・風俗・習慣・考え方など」実に多

「一歩を踏み出した。

「こうして「波瀾万丈の一生であつた。

「まさか「倭国は輝やか」歴史の第

「さしたという。

「の六十八年(前三〇)十二月五日に山崩御

「日本書紀」によると、崇神天皇は、

「崇神天皇の御世が幾代も続いたのたう。(既述)

「崇神天皇崩

2018P

紀上254P 259

(2)

H30(2018)1.12(金)~1.13(4回)

令和元(2019)12.9(月)~12.10(3回)

11 2(2020)8.11(火)~8.12(4回)

紀上576¹ 2

よう

NV 755^P

下 8/12
8/11

3610

の両論号(おくりな)が奉られたのであろう。
図もつとも因みに示すと、
「中国では、周代から、崩後に論号を定め
るようになった」という。
「日本書紀」(上)日本古典文学大系、岩波書
店、五七七頁、神注三一、同三二(参照)
・とすれば、周の太伯の子孫であると自称す
る倭人は、周の風習を受け継いでい
て、日本書紀の論号で、つまり日崇神に
日御間城入彦五十瓊殖と全く同一であつた
か、どうかはつきりしないが、崩御後に日おく
りなを定めていたのかも知れない。
■現時点では、もう、た詳細について、
でも、な、全く分らない。
・今後の研究に委ねたい。

(*)